

一部負担金の免除について

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示区域等（※1）における被保険者（東日本大震災発生時に他市町村へ転出した被保険者を含む）は下表のとおり、一部負担金が免除されます。

ただし、入院時食事療養費及び入院時生活療養費の標準負担額や、柔道整復師、あん摩、マッサージ・指圧、はり師、きゅう師による施術等は対象になりません。

避難指示区域等	所得要件	有効期間 (終了年月日)
帰還困難区域	所得要件なし	令和6年2月29日
旧避難指示区域等（※2）	上位所得層（※3）	終了（令和5年7月31日）
	上位所得層以外	令和6年2月29日
上記、旧避難指示区域等のうち、令和4年度及び令和5年4月1日に解除された区域	上位所得層	令和5年9月30日
	上位所得層以外	令和6年2月29日

（※1）「避難指示区域等」とは、①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点（ホットスポット）の4つの区域等（いずれも、解除・再編された場合を含む。）

（※2）「旧避難指示区域等」とは、平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨点を含む）、平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部および南相馬市の特定避難勧奨地点）、平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域（楢葉町の一部）、平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等（双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部）の区域等、令和4年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（葛尾村の一部、大熊町の一部及び双葉町の一部）並びに令和5年3月31日及び令和5年4月1日に指定が解除された特定復興再生拠点区域（浪江町の一部及び富岡町の一部）。

（※3）「上位所得層」とは世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、令和4年（令和5年7月までの間においては令和3年）の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、600万円を超える世帯。

保険料の減免について

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示区域等（※1）における被保険者（東日本大震災発生時に他市町村へ転出した被保険者を含む）は下表のとおり、保険料が免除されます。

○令和4年度相当分

対象となる方	対象の保険料
帰還困難区域	令和4年度分保険料
旧避難指示区域等（※2）ただし上位所得層（※3）をのぞく	

○令和5年度相当分については、後日おしらせする予定です。

（※1）「避難指示区域等」とは、①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点（ホットスポット）の4つの区域等（いずれも、解除・再編された場合を含む。）

（※2）「旧避難指示区域等」とは、平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨点を含む）、平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部および南相馬市の特定避難勧奨地点）、平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域（楢葉町の一部）、平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等（双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部）の区域等、令和4年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（葛尾村の一部、大熊町の一部及び双葉町の一部）並びに令和5年3月31日及び令和5年4月1日に指定が解除された特定復興再生拠点区域（浪江町の一部及び富岡町の一部）。

（※3）「上位所得層」とは世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、令和4年（令和5年7月までの間においては令和3年）の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、600万円を超える世帯。

一部負担金の特例免除措置の見直しについて

○見直しの対象となる方

東日本大震災発生時に旧避難指示区域等に住所を有していた被保険者の方

○見直し内容

被保険者間の公正性を確保するとともに、十分な経過措置を講じる観点から、避難指示解除から10年程度で免除措置を終了することとし、令和5年度から順次、見直しが行われます。避難指示が解除された地域ごとに免除措置が見直しされる年度は、以下の表のとおりです。

住所を有していた地域	対象	年度（令和）					
		5	6	7	8	9	10
平成26年までに解除された地域 ・ 広野町、楢葉町の一部、南相馬市の一部 （旧緊急時避難準備区域） ・ 川内村の一部、田村市 （旧緊急時避難準備区域及び旧避難指示解除準備区域） ・ 特定避難勧奨地点	保険料	1/2					減免終了
	一部負担金	○	○				
平成27年に解除された地域 ・ 楢葉町の残り全域 （旧避難指示解除準備区域）	保険料	○	1/2				減免終了
	一部負担金	○	○	○			
平成28年に解除された地域 ・ 葛尾村の一部、南相馬市の一部 （旧避難指示解除準備区域及び旧居住制限区域） ・ 川内村の残り全域（旧居住制限区域）	保険料	○	○	1/2			減免終了
	一部負担金	○	○	○	○		
平成29年に解除された地域 ・ 飯館村の一部、浪江町の一部、川俣町、 富岡町の一部 （旧避難指示解除準備区域及び旧居住制限区域）	保険料	○	○	○	1/2		減免終了
	一部負担金	○	○	○	○	○	

○：全額免除 1/2：半額(1/2)免除 印無し：減免措置の終了

※ 保険料は、減免措置が終了する前の年度において保険料額が半額（1/2）免除されます。

※ 一部負担金は、免除措置が終了する前の年度の2月末日まで免除されます。